

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和2年10月14日（水）

開 会（午後1時32分）

【議 事】

政治倫理条例の見直し（素案）について

越阪部委員長

今日は素案の説明をしていただき、内容等を御協議いただきますが、会派へ一度持ち帰りになると思います。10月28日に予定している委員会で最終的な原案ができるように、本日は十分に御審議のほどお願いします。

初めに、政治倫理条例の見直し素案についてを議題とします。石原委員を中心に矢作委員、川辺議員で政治倫理条例の見直し（素案）を作成いただきました。これについて、まず石原委員から作成者として説明をお願いします。

石原委員

素案という段階までにワーキンググループの中である程度の位置、ポイントを探りたかったが、残念ながらまだ意見を聞けていない会派があるので、それも踏まえて今回議論できればと思う。

2回のワーキンググループを行った中での議論の経緯を説明する。まず、議員の関係する企業が市の公共事業等の請負契約等することの規定に

については、他市事例から3パターンの議論の書状である。議員あるいはその関係者、2親等の血族、同居の親族、あるいは実質的に関わっている企業は、この市との請負関係の締結を辞退することという規定と、辞退するよう努める努力規定、それから請負契約の自粛をすることという3パターンをどの程度問題にするかということで議論をした。ここは4つの会派でいろいろな議論があり、私の会派ではきっぱり辞退することを規定したいと思っているが、共産党は辞退するよう努めること、公明党はまだ会派として的一致点を持っていないということで、きっぱりと辞退をすることと決めた際には、我々としてのチェック機能をどうしたらよいかという議論が必要になりそうだということになった。ここは越阪部委員長の会派も含めて、意見を聞いた上でまた委員会としての議論の中で詰めていきたいところである。

ハラスメント防止に関する規定については、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害の恐れのある行為をしないこと、ハラスメント事案が発生した場合は、議長はその解決のために必要な措置を講じなければならないと、ここまで規定しているものと、単純に行為への縛りとして、ハラスメントその他人権侵害のある行為をしないことと記載しているものだ。事案が発生した場合に、解決の手段として議長の責任を明確にしたほうがいいのではないかという議論として記載したが、ケースバイケースの事案として、議長が間に入るのは当然という議論と、議長の立場が出てくるかどうか関係なく、こうした事案が発生し

た場合には、議員 2 名の発議が必要があれば政治倫理審査会に進むことができるというような意見もあった。また、参考資料で以前、埼玉西部消防組合議会の埼玉西部消防組合ハラスメント防止対策委員会の資料配付を委員長からしていただいたが、事前にハラスメント防止委員会のような細かい規定のところまで作るのはなかなか今回の時間的な暇としては難しく、行為規範の一つとしてハラスメントのその他人権侵害をまず規制するというので、2 回目の今日のワーキンググループでは、議長の役割はあえて書かなくてもよいのではないかとこのころに我々は落ち着きそうだった。たしか越阪部委員長の会派もそうだったと思う。ここは我々のワーキンググループで一致ができそうだった。もし問題がある事案が起きれば、当然、明記をしたかしないかにかかわらず、代表者会議や議長の役割なりが出てくるのは当然想定される。それでもなお解決できないようであれば、必要があれば政治倫理審査会というステップは当然踏まればよいので、強弱というように書いてあるが、結果としてどちらが強いかといえば政治倫理審査会のステージのほうが強いと思うが、議長をあえて書かないパターンでワーキンググループとしては一致した。

次の、議員が市から補助金を受けている団体の長を務めることの禁止については、ここが今回非常に難しいところで、団体の長に就任しないこととするパターンと、努力義務として就任しないよう努めるというパターン、それから就任を自粛することという良識の範囲という 3 パターンである。共産党では一番強い規制でもよいのではないかと、私の会派も一番強い

規制でよいのではないかと考えている。公明党は、判例を調べてからという事でまだ結論が出ていないということだった。このあたりは、後ほど越前部委員長の会派の意見も聞いて、委員の皆さんと詰めていきたい。参考資料として配付している資料は、前回廣瀬先生が来た時に私から茨城県行方市の補助金の交付規則をお配りしたと思うが、当市にも同様のものがないかと思い、事務局に調べてもらったところ、補助金交付規則はあった。行方市はどのような団体を補助金の交付対象とするかという定義付けまで規則に書いてあるが、当市の場合はそうした記載は見られず、あくまで補助金の申請があった場合の交付の手続きを記載したものだ。何が対象になってくるかは補助金交付規則から読み取れないため、補助金交付規則をまとめている財政課に聞いたところ、予算をつくるベースとして、補助金や交付金という事業名称が出るが、その中で明らかに市民や団体に関係しないような行政向けの補助金を省いた残りが、160ぐらいあり、抜粋してもらったものだ。しかしこれも、例えば商店街だとしたら、商店街連合会としての補助金という大きなものを、そこからさらに各商店街へどうやって分けているのか。この中にはもっと小規模な個人の名前で受け取るものも含まれており、あくまでこれは補助金や交付金の大本となる事業名の一覧なので、誰が受け取っているか、末端でどのような団体名で受け取っているかについては財政課で追跡しきれるものではないということだった。そうした、誰が末端で受け取っているかについては、この一覧の右欄にある各所管に尋ねてほしいということだったので、この資料自体を根

拠に規制の議論をするのは、不確定要素も含んでいるから、参考程度に使えればと思っている。いずれにせよ、就任しないことあるいは自粛することという強弱の議論と、その対象となる団体の広いか狭いかの議論という縦と横の両方を詰めていかなければならない。これはワーキンググループだけでは少し荷が重かったところで、委員会での議論をお願いしたい。ワーキンググループでの議論の中に補記したが、少なくともまちづくりセンターや行政が事務局を務める団体の会長を議員が務めることはNGにすべきであるとか、PTA連合会のような名前で直接補助金を受け取るところがあるが、単位PTAでは補助金という名前では受け取っていないので、この条文だと議員がPTA会長を務めることはできてしまうが、所沢市議会においてはPTA会長や自治会長、消防団長といった職種を務めるべきではないという不文律が続いているので、そうしたところを含めると、この条文に加えて著しく公共性の高い団体の長も就任のNGの対象に加えたほうがよいだろうという方向で一致している。ワーキンググループの中で結論が出たところは、今まで自治会長、PTA会長、消防団長といったことは申し合わせ事項でも明文化はされておらず、ずっと伝統というか、問題があったのでやめようということで一致してきたところなので、そうしたこともこの際の議論の中で明文化をしたほうがよいという意見は一致した。ただ、条文の本文に明記をすると、必要性があった場合に条例改正まで行わなければならないので、できれば施行規則をつくって分かりやすく明記したほうがよいだろうということになった。

最後に、議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定について、現行の条例が分かりにくいということで、条文が長いので二つに切って、文章を分かりやすくした。内容はそう変わらず、刑事事件についてはどこまでなのかが複雑になっているので分かりにくいということだったので、

(1)市民全体の代表者として、品位と名誉を損なう行為又は議会に対する市民の信頼を損なうおそれのある行為をしないこと、(2)刑事事件等一切の行為又はその行為に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこととし、分かりやすくするという意図で分けた。このことについて、ワーキンググループでは現行の条文が刑事事件をあえて記載しているのは以前当市議会で逮捕者が出たという事件を受けたものなので、これはその当時の作成者の意図をくんで残したものだ。この中で、現行の条文だと刑事事件でなければ倫理には抵触しないと読み取れてしまう懸念がある一方で、品位と名誉の部分具有独立させると概念として広くなってしまいうので、議員の活動自体を何らか委縮させてしまう懸念もあるという議論もあった。今日のワーキンググループでは、共産党から(1)と(2)の順番を入れ替え、刑事事件等一切の行為又はその行為に関してという条文をカットし、刑事事件又は不正の疑惑の持たれるおそれのある行為をしないことという刑事事件の部分だけを残すような形にしてはという意見があった。公明党からは、いろいろな経緯があって現行の規定になっているので、ここは現行のままでよいのではという意見だった。越阪部委員長の会派からの意見は聞けていないので、委員会の中で詰めていければと思

う。

松本委員

これは一つずつ終わらせていくのか。

島田副委員長

まだ私たちも意見を言っていないので、まず順番どおり一つずつ全員の意見を聞いたほうがよいのではないか。

越阪部委員長

それでは、ワーキンググループから話がありましたが、ワーキンググループに各会派がそろっているわけではないので、各会派からの意見等も聞きたいと思います。初めに、第5条(5)の部分について、意見等をお願いします。

松本委員

私の記憶違いがあるかもしれないが、そもそもこの政治倫理条例改正に至る発端は、青木前議長がハラスメントの防止・啓発に係る議員研修会を行ったことではなかったか。したがって、ハラスメント防止に関する規定について議論しようという、それだけを倫理規定に追加するという方向で進めたのではなかったか。

石原委員

それは、多分松本委員がまだ委員でない時のことではないか。この委員会の最初の段階で、倫理条例はこの際社会情勢と近隣の事件事例に合わせてということで5項目あったものを、廣瀬先生の意見も伺いこの4項目に

なった。

松本委員

分かった。

島田委員

では、最初のページについて、私は強バージョンでよいと思う。以前、決算特別委員会においてもある議員が関係する会社の話も出てきたことがあったので、そういう話がある以上、議事録を検索されればどういう話か分かるし、そこは今回条例改正をやる以上、辞退することは然るべき行為だと思う。配偶者や2親等以内と分かりやすくされているところもあるので、今日は持ち帰りになると思うが、今日の説明を聞いた中では、強バージョンでよいと思う。

荻野委員

今回、条文の形で作ってきていただいた。会派の中でまだ細かいニュアンスまでは協議していないので、これを参考に協議していきたい。

松本委員

辞退をするという強い表現でよいと思うが、個人的な意見として、対象は議員に限ってはどうかと思う。議員そのものの資質や身分に対する倫理条例なので、議員が関係したらだめだが、配偶者や2親等についてはやむを得ないのではないかと思う。

川辺委員

市民に対して襟を正すという部分では、会派の中でも辞退すると言いつつたほうがよいという意見もある。しかし、条文を作ったら、地方自治法第92条の2の議員自身から、さらに枠を広げて上書きするような条文になる。実効性を考える時に、どうやってそれをチェックするのかという部分まで考えた上で決めていったほうがよいのではという意見が出ている。今はまだ会派の中でも結論は出ていない。

矢作委員

私は中バージョンという意見を出したが、法務関係に詳しい方に相談したところ、経済的自由を侵害するものではないという判例が出ていることを踏まえると、辞退するという表現を強めるのではなく、努めることという表現で収めるのが妥当ではないかという意見をいただき、強バージョンでもよいかと思ったが、中バージョンということで、私たちの会派からは提案させていただきたい。

石原委員

矢作委員に確認したいのだが、経済的自由を侵害しないという最高裁判所の判決が出ているので、強バージョンで問題ないが、中バージョンを提案するということが。

矢作委員

そのような判例があるのであれば、私は強バージョンでよいと当初は思ったが、そういう判例があるのであれば、中バージョンで収めるのが妥当ではないかということだ。

越阪部委員長

ただいまのことを踏まえて、一度持ち帰って検討していただきたいと思っています。10月28日には持ち帰り無しとなるかもしれませんが、なるべく原案ができるようにしたいと思いますので、その点お含みおきの上、各会派で検討願います。

石原委員

今日、皆さんにワーキンググループの経過をお話しした段階でこれはワーキンググループの手を離れるということか。10月28日に一斉にリアクションを持ってくるよりは、事前に聞いておいたほうがよいのではないか。

島田副委員長

ワーキンググループでまとめてもらい、事前に各会派と調整していただいた上で、次回に改めて調整したものを提案していただきたい。

越阪部委員長

その期限等は後で決めます。

松本委員

しかし、持ち帰ると文言の修正の意見だけではなく、折衷案なども出てくるのではないか。

越阪部委員長

それを事前にワーキンググループがまとめるということです。調整期間を設けて10月28日に臨みたいと思いますのでよろしく願います。

それでは次に、ハラスメントの項目について意見ををお願いします。

島田委員

強バージョンでよいと思ったが、先ほどの話を聞いていく中でこの議論にもあったように、必要があれば政治倫理審査会という共通認識があるのであれば、弱バージョンでもよいかと思う。いずれにせよ、こちらも持ち帰って議論していきたい。

荻野委員

質問したいのだが、セクハラやパワハラでまず想定されるのが議員同士の場合、対職員も想定されると思う。例えば、判例にあるのだが、ある市の職員が時々利用するコンビニエンスストアの店員にセクハラをしていることが問題になり、停職処分になり、最高裁までいったことがある。場合によっては、一般の方を対象にしたケースもありうるので、そのあたりの議論はあったのか。

石原委員

今日のワーキンググループで川辺委員から、議員がハラスメントをした相手方の範囲をどうするかという話があった。そこは可能性としての話だったので、直接条文にどう反映させるかという議論には至らなかった。

荻野委員

例えば、市民との飲み会で酔ってそういう行為をしてしまった、ということもないとは言えない。

島田委員

当然だが、これは対議員間、対職員というよりは、あくまで議員個のことなので、もちろん市民も含めてという理解で言った。

川辺委員

うちの会派もまさしくそのとおりで、議員を中心に議員対市民や職員、また議員対議員という形でやはり定めるべきだ。

松本委員

議員が市民として普段の生活をしている範囲内にいる人全てではないか。

荻野委員

このことについては分かった。細かいところは会派でもまだ話していないので、持ち帰って検討する。

松本委員

私も同様に会派に持ち帰る。これは積極的にやるべきだ。強弱の表現については、議長うんぬんとあるが、説明にあったように、程度の問題によるが、取り上げていくことになれば政治倫理審査会に委ねることになるのだろう。そこまでのプロセスを議員が詰めていくにしても、そういうところに委ねていくことになろうと思うので、議長うんぬんとはいえ当然に議長が仕切ることになると思う。そういう意味では弱バージョンだ。

川辺委員

公明党としても弱パターンで、大枠の部分で、あえて議長という表記は必要ないと意見だ。

越阪部委員長

矢作委員はいかがですか。

矢作委員

特にない。

越阪部委員長

では、おおむね弱バージョンで詰めていただきたいと思います。

次に、補助金の関係です。

島田委員

石原委員に聞きたいのだが、今回いろいろな補助金を受けている団体などの長に就任しないということで、考えられる事例はどのようなものか。

石原委員

各地域でいろいろな団体があると思う。議員がその団体の会長を務めることになり、行政から団体へ出ている補助金を議員の名前で受け取ることになり、その税金をさらに議員が地域へ分配する立場にあるといういびつな関係を規制したいというのが当初の目的だ。例えば、自治会は影響力の強い部分だし、商店街の会長やまちづくりセンターが直接の事務局になっているような青少年を守る会や防犯協会の会長など、かなり会長の影響力が地域の末端まで広がってしまうようなところもある。当然、地域づくり協議会の会長になれば、120万円という非常に高額な補助金を受け取って分配することになるので、そうしたことを念頭に置いている。

松本委員

これは強、中、弱の全てで長に限っている。役員でないなら、副会長ならよいのか。

石原委員

今回は長で考えている。直接補助金を受け取る立場で、自分自身が議場でそれを議決している立場になるから、例えば議員は地域でさまざまな活動に関わっていると思う。ボランティアなど社会活動がいろいろある中で、相談役や参与として意見を求められたり、副会長になったりは、この条例の中でそこまで明記できないのではと思う。

島田委員

今まで議論があったが、不文律の中で長にはならない、それは売名行為にもなるとずっと言われていたので、私も小中学校のPTA役員をやっているが、当然長はやっていない。そのあたりは明文化されたほうがよい。あとは、石原委員の話の中で、自分で議決をして、それを分配する側に立つというのは好ましくないと思うので、会派に持ち帰るが、当然のことながら強い表現の就任しないこととするのがよいのではという印象を持った。

川辺委員

私の会派でもまさしく長ということなので、必要となれば副になるなど何らかのやり方はある、市民に襟を正すという部分でもよいという意見もあった。しかし、地方自治法上で第92条第2項の兼業禁止の部分との整

合性をもう一度会派で調べてたいという意見があった。これについては、私が調べてまた皆さんに資料を提供していきたい。

松本委員

私は市から補助金を受ける団体の長の禁止について、個人的には厳しい態度でいる。一切、相談役、顧問、副会長といった役員、少なくとも3役には就いてはいけないという考えでいる。長年自治会をやってきたが、自治会長より顧問や副会長の意見が強いような、仕切る人もいる。だから、副会長でよいからとそこに議員が入ったら、会長がお飾りなところもある。所沢市の場合の事例は知らないが、会長とやってきて何か決定をする時に会長がお飾りなところもある。そういうこともあるので、3役とかに広げたほうがよいのではと、基本的には長でよいと思うが、そういうニュアンスをもってもらいたい。厳しくやってもらいたい。

石原委員

松本委員から経験に基づく貴重な意見をもらった。おっしゃるとおり、支配権を持っていたら会長はお飾りというパターンも、抜け穴のようになってしまってはよくないと思う。私の会派も提案はしているが、今の意見も踏まえてまた持ち帰り、調整を図りたい。

荻野委員

持ち帰ります。今の話も分かるが、線引きが難しい。

越阪部委員

では、補助金のことについても持ち帰りとします。

次に、議員の品位のことについてです。これは現行のままか、条文を整理するかということになると思います。

島田委員 これについては会派に持ち帰らせていただきたい。

荻野委員 会派に持ち帰って確認する。

松本委員 同様だ。

越阪部委員長 では、この件も持ち帰りということでよろしくお願いします。

石原委員 先ほどの補助金団体の長のことで確認したい。今まで明文化されていなかったものも含め、今回対象となる範囲はどうするのか。

越阪部委員長 それは持ち帰って整理するものの中に、入るか入らないかはワーキンググループでまとめるときに決めてよいです。

石原委員 施行規則を作ってよいというところまでは確認できた、ということではないか。

越阪部委員長

施行規則をつくり明文化されないと、その範囲というか、今まで言われてきた消防団長やPTA会長や自治会長はあったと思いますが、その他のことについてもある程度明文化されたほうが分かりやすいのかと思います。その点も含め、どのようになるか分かりませんが、条例の中ではなく明文化するということです。

石原委員

それは施行規則でよろしいか。

越阪部委員長

そういうことです。そこはまた他のことも含めて、明文化することは分かりやすくするというのでよいと思います。そのことも含めてまとめていただければありがたいと思います。

石原委員

それについては分かった。

越阪部委員長

そして、次回は改正の新旧対照表のような形で書いていただいて、ここがそうだというようなことが分かるようにしていただければよろしいかと思います。

石原委員

それは10月28日までに各会派の意見が集約できればという前提になる。

越阪部委員長

それを聞いた上で、そういうことができればそれを含めてお願いできないでしょうか。

石原委員

それは詰められるところまで詰めて、新条文にできれば整えて配付できるようにしたい。

越阪部委員長

では、明文化も含めてお願いします。

休 憩 （午後 2 時 2 0 分）

再 開 （午後 2 時 2 5 分）

議会BCP（素案）について

越阪部委員長

それでは次に、議会BCP（素案）について議題とします。これは島田副委員長、荻野委員、松本委員で議論をしていただき、お手元に配付してあります素案を作成していただきました。荻野委員から全体の説明をお願いします。

荻野委員

議会BCPのワーキンググループでは、島田副委員長を中心に松本委員と私で素案の取りまとめを行った。9月30日と10月7日に行い、9月30日は松本委員の都合がつかなかったのだが、2回開いた。基本的にはこの委員会の当初に島田副委員長につくっていただいたたたき台をベースに加筆修正を行ってまとめたものだ。参考にさせていただいたのが、神奈川県横須賀市議会、岩手県久慈市議会のBCPだ。そのほか、岡山県倉敷市議会も参考にした。廣瀬先生の話の伺い、ボリュームが大きくなりすぎてしまうと作成も大変になるし、なかなか認識を深めることも難しいのではないかとということで、ボリューム的には20ページ前後がよいかということでつくった。やはりほかの議会のよいところを取り入れつつ、多少は所沢オリジナルのものを入れたほうがよいのではないかと考えた下でつくった。

まず、表紙のタイトルはほかの議会の例をいろいろ見ると、BCPということで、ほとんど業務継続計画という名称が多かった。企業の場合は事

業継続計画という言葉を使うが、もともとBCPということでBusiness Continuity Planなので、事業や業務ということになるが、議会の場合は事業や業務という言葉を使うと違和感があるという議論があり、他市の事例も当たった結果、静岡県御殿場市議会で議会災害対応マニュアルという言葉を使っていたり、兵庫県芦屋市議会では議会機能継続計画という名称を使っていたりしていたので、このあたりがしっくりするのではないかとということで、今回はそのようなタイトルを付けた。

目次には13個の内容が入っている。

1ページ目の目的は、BCPの作成に至った背景や目的をまとめている。

2ページ目の計画の運用では、議会独自のものではあるが、執行部で地震編のBCPだとか地域防災計画などもつくっているのも、そこと齟齬があるのもよくないかとということで、こうしたことも記述した。見直し手続きは、ほかの議会によっては後ろのほうに書いているところもあるが、基本的にはどんどん状況なども変わってくるので、その都度見直しすべきだということを明記するべきということで書いている。

3ページの対象とする災害等は、大体こういう項目をどこでも作っているが、議会によってさまざまな書き方がある。例えば地震のところに関しては、震度6以上や震度5強、震度5弱だったり、いろいろな表記があり、そのあたりも議論にはなったが、素案としては震度5弱以上の地震ということと、総合的な応急対策を必要とするときという表現にした。次の風

水害火山災害は暴風からいろいろ列挙しているが、このあたりも自治体によってさまざまな書き方がされているが、基本的には国の災害対策基本法の災害の定義から引用し、その中で所沢市とはあまり関係のない津波や高潮などは除いてつくった。そして、今回は新型コロナウイルスがあるので感染症も入っている。

次の5ページで、議長の基本的な役割というところは、前回の委員会の中で島田副委員長からいろいろ検討課題が示され、基本的に災害対策会議も議長が判断して設置をするが、やはり議長に事故がある場合などの職務代理がどうなるのかという議論があった。この書き方も自治体によっては、議長の次は副議長というのは当然だが、その後の職務代理としては、会派の代表者になっているところなどいろいろな考え方はあるようだが、会派の代表者が判断するのは少し違うのではないかという議論もあり、素案としては副議長の次が議会運営委員会委員長、次が防災を所管している総務経済常任委員会委員長というところまで素案には盛り込んだ。

6ページに災害対策会議の設置フロー図は倉敷市議会のものを参考につくったものだ。7ページの議員の基本的役割は、島田副委員長から市民から寄せられた要望の取扱いという検討課題がある中で、災害の時に個々の議員や会派があまり動きすぎると市の活動に支障をきたすということがいろいろなところで言われているので、そうした内容を(4)に盛り込んでいる。

8ページの議会事務局の基本的役割はこのとおりだが、(3)の最後で

事務局長が不在又は登庁できない場合というところは、一応書き方としては議会事務局次長（参事）としたが、これは事務局で適切な書き方があれば御教示いただきたい。

9ページの災害対策会議の組織及び所掌事務も他市の事例を参考につくった。若干、現行の災害対策会議設置要綱とは違う部分もある。要綱は災害しか想定していないので、今回は感染症対策も入れなければいけないということで、要綱の改正も含めて検討する必要がある。

10ページからの災害時における議会及び議員の活動は、こうした項目は大体どこの議会にも入っているが、その中で例えば初動期の発災から概ね3日とかというように書いたが、このあたりが自治体によって書き方が様々だった。考え方としては、執行部の地震編のBCPを見ると、業務開始目標時間は3日以内、10日以内という区切りがあったので、一応それに合わせておおむね3日や10日という表記にした。

12ページのフロー図は、こうした図がいろいろな議会のBCPに入っていたので、それを参考に入れた。

14ページからが今回新型コロナウイルス感染症の関係で盛り込まなければいけないということで、感染症流行時におけることだ。このあたりは基本的に横須賀市議会のものを参考につくった。

17ページには、感染症に関連して、現行の災害対策会議設置要綱が感染症について想定していないため、そのあたりの想定を盛り込む必要があるということで、所沢市の新型インフルエンザ行動計画などを参考にそう

した表現を入れた。感染症ということで、今オンライン会議もいろいろと注目されているが、このあたりもこれからいろいろ検討していく必要があるのではないかということで、あまり議会BCPにここまで書いているところはなかったが、滋賀県大津市議会でも若干そうした項目があったり、所沢市議会でも6月定例会で国への意見書ということで、オンライン会議が可能となるような地方自治法の改正を求める意見書を出しているの、その意見書の内容も踏まえてこうした文章も入れた。

18ページからの災害等発生時の議会運営は、この項目は具体的に書いているところが少なかったが、島田副委員長から東京都目黒区議会でもこうした部分があるということで、それを参考につくった。実際はこうした細かい運用が重要になってくると思うので、基本となる考え方が必要になるのかと思う。なかなかそのとおりにいかない部分もあると思うが、目黒区議会を参考につくった。

20ページの議会事務局職員が被災等した場合に、被災者が少数の時の担当内及び担当間としている部分は、東京都目黒区議会では係内及び係間としていたが、所沢市は係とは言わないがグループとも違う場合があるので担当とした。適当な言葉があれば事務局で考えていただきたい。

20ページの1番下の市長により専決処分が行われた場合は、これも前回島田副委員長から専決処分された場合の議会としての説明責任ということを検討課題に入れていただいたが、議会として臨時会を開くといったことは書き方が難しいところだったので、専決処分が行われた場合は審査

等を通じて市民に対する説明責任を果たすよう努めるものとするという
ような表現にした。

21ページの災害等発生時の連絡体制のところ、(1)の4行目の議
会事務局まで連絡するものとする、のところに句点が抜けてしまっていた
ので付けておいていただきたい。

最後の22ページの訓練及び研修、広域連携は、割と訓練及び研修を入
れているところはあるが、8月の廣瀬先生の話の中でも図上演習のような
ものも大切だということもあったので盛り込んだ。島田副委員長から宮城
県議会が東日本大震災の時のいろいろな課題を検証した報告書のような
ものの中に、宮城県議会単独ではなく、県の議長会やほかの議会と一緒に
要望活動を行ったことも有効だったという記載があったので、そのあたり
も参考にし、これはまさに所沢オリジナルなのだが、広域連携という内容
を入れた。所沢市議会基本条例第29条に他の自治体議会との交流及び連
携という規定もあったので、それも絡めた表現にして私がつくった。雑駁
だが説明は以上なので、何か内容について質問等あれば承る。

島田副委員長

荻野委員からまとまった非常に素晴らしい素案を出していただきあ
りがたいと思っている。ポイントになるところとしては、前半のところ
定義づけをしているが、やはり議会の機能継続というところが一番大事な
ことで、いろいろな大規模災害が起こるとどうしても専決処分を許してし
まうという言い方も変だが、こういう状況なんだから専決処分でもよいでし

ようといって、議会側もそうですねとなってしまうのは、議会として自己否定をしてしまうことになるのと、やはり市民への説明責任をどう果たしていくかということが一番大事というところで、荻野委員にこうした形でまとめていただいたというのが今回のポイントで、後半にある議会運営のところにも反映されている。市民からの要望というところでも、この間に新型コロナウイルスの関係で3月定例会の時も市民の要望をどうするかという話があり、会派で要望に行ったところもあれば、個人的に行った人もいるかもしれないが、そうしたことがあったので、その後は議長が要望は取りまとめるという話になった。東日本大震災の時も執行部が災害対応で追われている中で、議員個人や会派からどんどん言われてもなかなか対応が困難だったという反省の事例も出ていたので、その交通整理についても触れてある形になっている。肝となるのは議会運営をどうしていくかということだと思うので、発災から3日後はこんな形でやっ払いこうという目安が必要になってくると思う。この間、新型コロナウイルスの時に議会運営委員会でも議論があったが、一般質問をどうするかとかの細かい話はあくまで議会運営委員会で決める話なのでポイントになるのは、いかに議会運営委員会を速やかにどういう形で開けるか、ということだと思う。その中で細かい内容や日程、臨時会を求めることなどは議会運営委員会で議論になってくると思うので、まず議会BCPの中で書き込むところは、前段階の議会運営委員会をどのような形で開くか、例えば議会運営委員会の委員が死傷してしまったらどうするかといったところも盛り込

んでいるので、会派に持ち帰っていただいて御意見等いただきたい。

越阪部委員長 ざっとになってしまうかもしれませんが、1ページずつ検証していきたいと思います。事務局も含めて、意見等あれば話してください。

松本委員 いずれにせよ、持ち帰りになるので今日は結論を出すわけではないのではないか。

越阪部委員長 それはそうですが、事務局の意見もあります。

松本委員 では事務局の意見を聞きたい。

越阪部委員長 ですから、そのことも含めてと申し上げます。

荻野議員 今日の段階で気づいたことがあれば、全体でもよいのではないか。

松本委員 全体でこれから持ち帰って読んでいただく時に、荻野委員が本当によくつくってくれたが、できればもう少しボリュームを減らせないかと思って読んだのだが、削るところがなくて困っている。重複がないかなども含めて読み直していただきたい。

荻野議員

誤字脱字はあるかもしれない。

島田副委員長

荻野委員には1項目1ページになるようまとめていただいた。全体で気づいたことや疑問点があれば、例えば5ページの職務代理の話も少し議論があると思う。こうしたところも、ほかの議会だと大会派順の代表などになっているところもある。

越阪部委員長

事務局で気がついた点があればお願いします。

大島議会事務局主幹

資料を頂いてからまだ時間がないので精査しきれていないことは御了承ください。事務局内で現時点で気になった点を申し上げます。

まず表題ですが、議会機能継続計画(BCP)と所沢市議会災害等対応マニュアルという2つの表題がつけられております。その2つがどこで分かれているのかが全体を通して分からなかったというところがございます。

次に、3ページ目では先ほど荻野委員からもお話がありましたが、災害対策会議設置要綱との兼ね合いや所沢市災害対策本部との関係から考えますと、地震の項目にある市内で震度5弱以上の記載については、おそらく災害対策本部が立ち上がるのは震度6弱以上ですので、そことの整合性やどちらを優先するのかというところです。

次に、4ページ目の一番下の(5)で、各段階において想定される状況

に応じた対応方針を定めるとあります。この対応方針は、おそらく後ろのページなってくると思いますが、こちらに何ページ参照と記載があれば見やすいと思います。

先ほどからお話が出ている5ページの議長の職務代理者のところで、トップが議長で、副議長、議会運営委員会委員長と続きますので、次は議会運営委員会副委員長が来るのではないかというのが素朴な考えです。

次に、6ページは倉敷市議会を参考にされたということですが、3ページで震度5弱の地震としているのに対して、こちらでは震度5強となっていますので、どちらにされるのでしょうか。

荻野委員

ここは自動設置のような話なので、所沢市が6弱であればこちらも同じにしておくということだ。

大島議会事務局
主幹

7ページの(4)市対策本部が応急活動を迅速に実行できるよう地域の被災状況や市民の要望等の情報を各会派の代表者に集約し、災害対策会議に提供するというのは、情報提供のことかと思いますが、その後が続いて、ただし市の災害対応等に支障をきたさないよう特に緊急を要する場合以外は議員個人及び各会派から市対策本部への直接の伝達は行わないものとするということですが、結局のところ緊急時については対策本部へ情報を提供することができるという逆の考え方もできるので、どちらが文章としてわかりやすいという点を確認していただきたいと思います。

8 ページは議会事務局の基本的役割ということで、先ほど荻野委員から
文言等の整理は事務局へお願いしたいというお話がありましたので、そこ
は今後、整理したいと思います。1 点気になったのは、来庁者の避難誘導
については市の職員として規定がありますので、今回の議会 B C P で記載
されている 、 、 は削除してもよいかと思っています。付け加えて、
で掲げられている本庁舎(議員控室等)にいる議員の安否確認となっ
ていますが、これについては登庁していない議員もいることを考えますと、
本庁舎に限らず議員の安否確認ということでまとめさせていただければ
と思います。については、災害対策会議の事務局の所管として、議長か
ら命を受けて災害対策会議の設置及び運営準備というよりは、運営をさせ
ていただくことがありますので、運営事務に修正し、(2)の災害対策会
議が設置された時は会議の運営を支援するというところは、支援というよ
りは運営をしますので、こちらは削除でよろしいと思います。は、で
本庁舎低層棟 3 階、4 階(以下、議会層)という決め事をしていますが、
が削除されますので、議会棟の被災状況によっては、別の会議場所を確
保するという形になり、(3)の議会事務局の災害対応に関する事務のと
ころは、災害対応でやることは間違いなくやらなければならないことな
ので、こちらは災害対策会議に関する事務は議会事務局長が統括するとし
てはいかがでしょうか。

9 ページについては、先ほどのお話にもあった災害対策会議設置要綱と
の整合性を図りながら、必要であれば見直していくというスタンスでよろ

しいかと思えます。

10ページでは、(1) 委員会、会派又はその他組織の代表は被害状況を速やかに議長に報告するとありますが、その他組織というのは所沢市議会に置きかえた時に災害の関係で何か想定しているものがございますか。

荻野委員

想定する必要があるか。

越阪部委員長

その他は削ってもよいかもしれません。

大島議会事務局主幹

同じく10ページの と について、 の議員は居住地又は最寄りの避難所運営のほかという部分で、議員が避難所の運営に入ることはどうかというのが素朴な疑問で、今までですと、他市の状況は分かりませんが、基本的には避難所に協力するような立場でやられているのではないかと
いうことがあります。

荻野委員

これも多分他市から引っ張ってきたのだと思う。避難所運営を含んだ災害支援活動に協力するということなので、議員が運営に直接関わるという
意味ではないのではいかと解釈できる。

島田副委員長

我々は何かしてくれと求められる可能性もある。

荻野委員

市民から見ると職員と議員をさほど明確に区別できない部分があり、結局同じ市の人のように見られる場合もある。実態として線引きが難しいところではあるが、そういうニュアンスなのかと解釈している。

松本委員

場面によっては職員が統率を執れていないと議員がリーダーシップを出したくなってしまう。

大島議会事務局主幹

と が非常に似ているような感じなので、例えば、地域における被災者の安全の確保及び避難所への誘導等にできる限り協力するという部分を、避難所等の運営にできる限り協力するというようにまとめてはいかがでしょうか。

荻野委員

の誘導等に の内容を含めると解釈すれば、 は除いてしまってもよい気はするので、そのようにしよう。

越阪部委員長

の文章はどうなるのですか。

荻野委員

を除くと番号が1つずれるということだ。

大島議会事務局

11ページは今のところございません。

局主幹

12ページのフローチャートの1番下の欄で、議員の身に何かあり家族が連絡しなければならない規定だと思いましたが、議会事務局との連絡事項等についてその伝達方法等も含め家族間で定めとありますが、議会事務局との連絡事項は特に定めが今の段階ではないという解釈でよろしいですか。例えば、防災訓練の時などはこちらからデスクネットで配信して議員の安否や今の状況を記載していただきますので、何かあれば家族にやってほしいということでしょうか。

荻野委員

これはたしか滋賀県大津市のフロー図を参考にしていると思うのだが、おそらく今の話のように自分でできる場合は問題ないが、自分でできない場合は家族が代わってこういうことを連絡しておいてくれということを言っているというように解釈した。

大島議会事務局

局主幹

次に、13ページは特にないので、14ページの中段にある議会の行動の感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行うという部分は、例えば、感染拡大防止に向けた体制整備を行うという形でも意味は通じると思います。

荻野委員

少し回りくどい表現になっているので、不要な部分は削ってくれ。

大島議会事務局

ではこちらは削るようにします。

局主幹 次に、15ページには議員や議会の行動が掲げられています。これは実際には感染拡大期と流行初期の行動パターンを示したものだと思いますが、まず(1)流行初期と(2)感染拡大期のすみ分けはどこから入るのが読んでいてわかりづらいと感じました。

荻野委員 なかなか境目はない。

大島議会事務局 これがよいのかは別として、わかりやすいのは緊急事態宣言が発令された場合や、こちらにもありますが、災害が発生してから3日、その後10日などの区切りがあると思います。

荻野委員 災害ではないからそのあたりは難しい。そうした書き方のほうが動きやすいのであれば、そこで区別したほうがよいのではないか。いいようにしてほしい。

大島議会事務局 であるとすれば、流行初期の議員の行動の 本人及び家族の健康状態を
局主幹 継続的に把握し議会事務局に連絡するというのは、感染拡大期では、本人及び家族の健康状態を継続的に把握し異変を察した場合は速やかに医療機関等及び議会事務局に連絡すると書かれていますので、どちらかといえ
ば後に申し上げたものが両方とも包括できると思いますので、そこは統一してよろしいですか。

荻野議員

それでよい。

大島議会事務局
主幹

同じく(2)の感染拡大期の中で、大規模災害発生時と同視できるという部分が少し判断しづらい表現になってしまっていると思います。

島田副委員長

この部分は議会サイドの判断というか、裁量の部分だと思う。だから、大規模災害拡大期と同程度だと議会サイドが判断すれば、オンライン会議なども検討しようということだと思う。

荻野委員

おそらく神奈川県横須賀市のものを参考に作っているのだが、オンライン会議などをやってもできないということは、おそらく議員などにも感染が広がって、オンライン会議にも出席できないような状況を想定しているのではと推測している。なので、もっとよい表現があったら変えてほしい。

大島議会事務局
主幹

その下の欄で、オンライン会議を含め、他者との接触を極力回避する方法をとれば本会議や委員会を開催する目途がたった段階で、災害対策会議が会議等を招集し、というところの会議等というのは何を想定されているのでしょうか。基本的に本会議や委員会について招集をかけることは、災害対策会議ではできないと思いますが。

荻野委員

これも神奈川県横須賀市の文章を参考にしていると思うのだが、おそらく正確に言うと、横須賀市では本会議や委員会と書いてあるが、所沢市の作りとしては、それは会議等と前のほうでまとめてしまっているから会議等となっている。招集するかどうかを災害対策会議で判断して、実際は議長なり委員長が招集するということだと思う。確かに災害対策会議が招集となると、主語の使い方としては適切じゃないと思うので、そこは上手く表現してほしい。

大島議会事務局
主幹

わかりました。

荻野委員

私も横須賀市のものを見ながら疑問に思ったが、とりあえずこれで作ってしまった。

大島議会事務局
主幹

おそらく所沢市ですと、要綱などを見てもそこまでのことは掲げられていないので、やはり代表者会議や議会運営委員会の協議の中で判断していくことと思いますので、そのような表現に修正させていただきます。

次に16ページの感染症の発生・流行時における議員の行動フローの中で、同居の家族に発熱やだるさ等の症状があり感染症の疑いがある状況で、インターネット環境が無い場合は議員が感染防止対策を講じて登庁することができるのかなというところです。この場合は、逆になるべく来な

いようにしなければならないので、ここは削除してよろしいでしょうか。

荻野委員

インターネット環境があり、オンライン会議ができる状況が整うようであれば、オンラインでの参加になる。承知した。

大島議会事務局主幹

オンライン会議についての課題はまだ残っていると思いますが、熱がある状態で出席というように判断するのかどうかというのも、課題として残ると思います。

荻野委員

実際にはなかなかこれに当てはまらないケースもあると思う。参考程度にはなるかも知れない。

大島議会事務局主幹

次に、17ページについては今の課題を含めてオンライン会議の検討をしていくということで、よろしいと思います。

18ページでは、本会議の運営で定足数が確保できる時の一つ目で、所属する議員の3分の1を超える欠席者が見込まれる会派と明記されています。その会派の構成というのは、代表者会議に出席できる会派は3人以上という決まりがありますが、所沢市議会では1人でも会派を名乗ることは許されていると思います。1人会派の3分の1は1人になってしまうので、そうした時にここでは議会運営委員会を開催することになっています。例えば、必要に応じてという文章をこちらに入れてしまえば、3人以

下で会派組んでいるところは除くといった対応ができると思います。

荻野委員

これは東京都目黒区議会のを参考にしているのだが、ワーキンググループの中でもなぜ3分の1なのか、という話が出た。今の話のように会派の定義というの、議会基本条例上の会派の定義と代表者会議の要件としての会派の定義は違うし、そのあたりからすればこうした書き方にあまり意味はないのかなという気もしたが、とりあえずそのまま入れた。あくまで開催するかどうかの一つの基準にすぎないので、文言は上手い表現でお願いしたい。

大島議会事務局主幹

承知しました。次に、同じ項目の中の2つ目で、議案等配布資料を簡略化するなどありますが、議案は簡略化されるとよろしくないと思いますので、こちらは配布資料とさせていただきます。

荻野委員

これは宮城県議会の検証を参考にして後から入れたものなので、配布資料としてよい。

大島議会事務局主幹

次に、下から4番目にある 次回の定例会での対応が可能な議案等について先送りするという部分のイメージの確認ですが、この場合は定足数が確保できない時というのが表題なので、いずれにせよ本会議ができない状態ですから審議未了ということで、廃案になるというお考えでよろしいで

すか。会議が流れて、新たに出し直すということでしょうか。

島田副委員長

自然にそうなるということだ。

大島議会事務局主幹

次に、正副議長が不在になったときの記載は、地方自治法に掲げられていることで、そうなった場合は法律又は会議規則に基づいて行うことなので、こちらで明記する必要はないと思います。こちらは削除でよろしいですか。

荻野委員

それでわかればよい。

大島議会事務局主幹

19ページの委員会運営について、正副委員長が不在になった場合は同様の形になりますので、こちらも削除させていただきます。

荻野委員

これも条例に基づくということで明記しないこととする。

大島議会事務局主幹

次に、議会運営委員会の定足数が確保できる時の代理の議員の記載について、基本的には代理の議員は所属の委員ではないので定足数には当然数えられません。

荻野委員

なので、それを入れないで確保できる時ということではないか。

大島議会事務局主幹 委員外議員の手続きを踏んで出席を求めて参加していただき、質疑は委員長の許可を得てできますが、採決には参加できないという解釈でよろしいですか。

荻野委員 これも東京都目黒区議会の文面なのだが、そういうことだと思う。

大島議会事務局主幹 会派から1名の委員も出席できない場合は、委員外議員の手続きをとった後にその会派から代理の議員1名が出席し、というようなことでしょうか。

島田副委員長 その手続きは事務局でお願いしたい。

荻野委員 私の記憶にはないのだが、委員外議員の手続きをとって出る場合は今までにあったか。

大島議会事務局主幹 代理出席のために委員外議員の手続きを執ったことはないかと思えます。

荻野委員 目黒区議会の文案を参考にして入れているのだが、会派から誰もいない場合は誰かを出したほうがよいのかということも含めて、こうした手続き

が必要かどうかということも議論していただきたい。これはあくまでたたき台として作っているものだ。

島田副委員長

そんなものはいらないと言われればそこまでだ。代理はいらないという考えもある。

荻野委員

出席できないほうが悪い、で済めばそれだけのことだ。

島田副委員長

非常時だからいろいろな声を聞いたほうがよいということだ。

荻野委員

おそらく配慮として目黒区議会は入れていると思う。

大島議会事務局主幹

議会運営委員会の委員が定足数に欠ければ、議会運営委員会は開けないというのは変えようがないことかと思います。

荻野委員

誰もいない会派があっても、定足数に足りていれば成立してしまうものだ。

矢作委員

過去の選挙買収事件があった時はこうした事態はなかったのか。確か1月2月ぐらいに逮捕者が出て、3月定例会はやってた。

荻野委員

委員を移動したりして確保したのか。調べておいてほしい。言っていることは分かったので、このあたりも含めて議論したい。

大島議会事務局主幹

承知しました。次に、20ページの議会事務局職員が被災等した場合は、被災者が少数の場合と多数の場合で分けてありますが、少ないか多いかでは判断できないところがあります。例えば、議事運営に携わる担当が全員来られなくなった場合は、早急に本会議を開催することは難しいと思います。庶務担当の者が休んでいても議事担当がいれば本会議の対応はできますので、被災した場合、担当間の応急体制等により会議等を運営する、ただし状況によっては議長に会議等の開催日の変更等の検討を依頼する、というような文言に変えてはいかがでしょうか。

荻野委員

分けずにまとめてそのように表現を整理するということで、お願いします。

大島議会事務局主幹

(3)説明員が被災した場合についても、会議等の日程変更等について、議会事務局をとおして議長に検討を依頼する、というような文言に変えさせていただきます。次に、(4)の議場・委員会室システムという記述について、委員会室システムはまだ立ち上がっていないものですので、議場音響マイクシステムに変更させていただきます。こちらに記載のある小型アンプ(スピーカー)及びワイヤレスマイクの部分については、

議員も使われたことがあると思いますが、小型ワイヤレスアンプを執行部から借りてくるようなイメージでよろしいですか。

荻野委員

目黒区議会からそのまま引っ張ってきているものなので、このあたりは実態に合わせて直してほしい。

島田副委員長

事務局はここを直したというのを後で示してもらえればよい。

大島議会事務局主幹

では、21ページについては精査します。

局主幹

22ページについては、議員及び議会事務局職員という記載が1行目と3行目で重複しているので、3行目のほうは削除します。雑駁ながら、ここまでが現時点で事務局が気になった点です。

荻野委員

すでにデータを渡してあるので、今の話にあったことはどんどん直しておいてほしい。

大島議会事務局主幹

加えて、9ページの(2)で災害対策会議の所掌事務に議会BCPの見直しに関することが入っていますが、2ページでは原則として議会運営委員会が行うことになっていますので、もしを残す場合は緊急時という記載を加えてはいかがでしょうか。

荻野委員 それでよい。それに合わせて要綱も整理すればよい。では、各会派で持ち帰ってもらい、何かあれば事前に島田副委員長に言っていただき、3人で調整して事務局に持っていく。

越阪部委員長 それでは、10月28日にはまとまったものが提示できるようワーキンググループに頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

川辺委員 今の手直しをしたBCPは、再度配信してもらえるのか。それとも現時点のものなのか。

荻野委員 再度配信してしまってよい。今の出た部分はすぐ直してしまって、それをすぐ配信してそれを各会派に見てもらったほうがよい。

大島議会事務局主幹 決算特別委員会の開催等もありますので、資料配付には数日かかると思っています。

荻野委員 それはよいので任せる。

越阪部委員長 では、今日の手直し分については事務局からもう一度配信してもらい、配信されたものを基に会派で話し合ってください、何かあれば島田副委員長に届けてください。

○その他

越阪部委員長

次に、政策研究審議会に議会BCP素案について諮問するに当たり、諮問依頼書を作成し、議長に依頼することになりますが、その文章はこちらで作りますので、それを見ていただき、10月28日にはできるような形にしたいと思いますので、追加や修正がありましたらよろしく願います。

次に、スケジュールの確認として、次回は10月28日の午後1時30分からよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

この後の協議会で今後の日程や議員研修会のことを話したいと思えます。

荻野委員

政策研究審議会の日程について確認したい。

大島議会事務局
主幹

現在、審議会委員に確認しているところです。

荻野委員

委員の任期はいつまでだったか。

大島議会事務局

11月12日です。

局主幹

荻野委員

それを過ぎてからになるということか。

大島議会事務

局主幹

11月中の日程調整に入っている段階ですが、調整が難しい状況で、場合によっては1月中の開催になるかもしれません。そうすると、当初の予定よりは若干遅くなると思います。

荻野委員

市民文教常任委員会も諮問の予定があるのか。

大島議会事務

局主幹

その予定です。

荻野委員

諮問する際は、今回の素案と資料もつける必要があると思うが、何をつけるのかというのはどこかで決める必要があるか。

大島議会事務

局主幹

特に決めはございませんが、これまでですと協議された会議録などかと思えます。

荻野委員

私も確認したが、市のBCPの地震編や新型インフルエンザの対策行動計画はつけたほうがよいのではないか

大島議会事務局 よろしいと思います。

局主幹

荻野委員 国で出しているガイドラインはボリュームがあるのでそこまで見てしまうと大変だと思う

大島議会事務局 災害対策会議設置要綱も併せてつけていただくようなかたちでしょうか。

荻野委員 それもまた決めることにする。

散 会（午後3時35分）